

災害時の避難に備え、 「個別避難計画」を作成しましょう

1 災害時要援護者台帳が「個別避難計画」に替わりました

近年の地震や風水害において、高齢者や障がい者等が犠牲となっている割合は、依然として高い状況です。こうした状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時に避難等の支援を必要とする方（避難行動要支援者）ごとに個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務とされました。

鈴鹿市では、一人暮らしの高齢者や障がい者等が、災害時等に地域から支援を受けるため、災害時要援護者台帳の整備を進めてきましたが、災害時要援護者台帳に替わって、避難場所等の情報を新たに追加した「個別避難計画」の作成を令和6年9月から進めています。

2 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者等のうち、災害時に避難等の支援を必要とする方で、希望により避難行動要支援者名簿に登録される方と、自動的に登録される方がいます。（施設入所者は登録できません。）なお、災害時要援護者台帳に登録のある方は、自動的に避難行動要支援者名簿に登録されます。

避難行動要支援者のうち、個別避難計画の作成と避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自治会など）への登録情報の提供に同意された方について、個別避難計画を作成していただきます。

希望により避難行動要支援者名簿に登録される方	個別避難計画の作成手続きなど
70歳以上の一人暮らしの方	民生委員・児童委員または 長寿社会課へ ※担当区域の民生委員・児童委員が登録の案内に伺うことがあります。
75歳以上のみの世帯の方	
70歳以上のみの世帯で、要介護3から5の方がいる世帯の方	
要支援1・2または要介護1・2の一人暮らしの方	障がい福祉課へ
療育手帳B1・B2を持つ一人暮らしの方	
精神障害者保健福祉手帳3級を持つ一人暮らしの方	
難病患者の方	健康福祉政策課へ
上記に準じる状態で支援が必要で登録を希望する方	

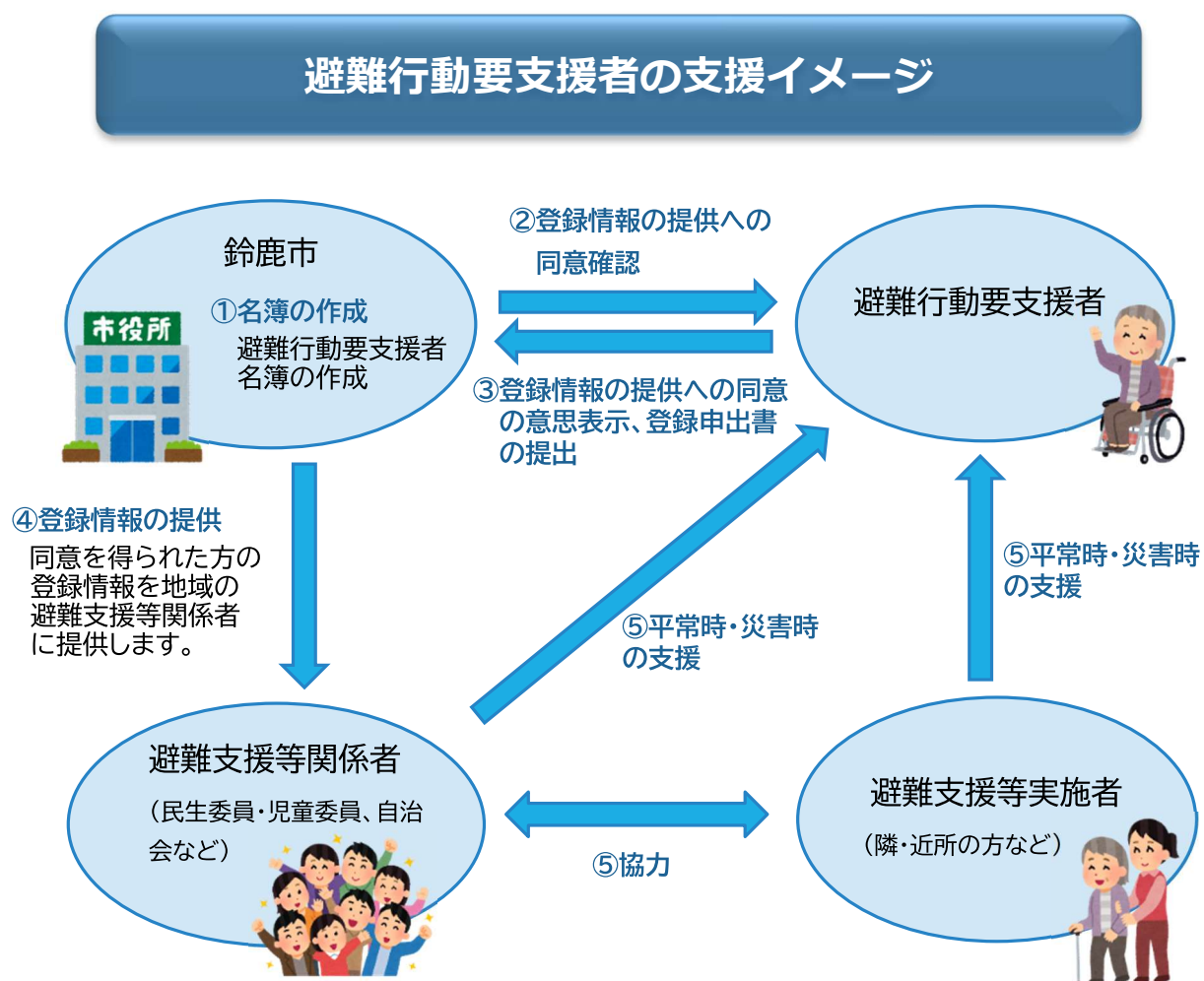
自動的に避難行動要支援者名簿に登録される方	個別避難計画の作成手続きなど
要介護3以上の方	郵送等により、個別避難計画の作成について順次案内します。
身体障害者手帳1級または2級を持つ方	
療育手帳A1またはA2を持つ方	
精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持つ方	
災害時要援護者台帳に登録のある方	

3 個別避難計画とは

個別避難計画とは、避難行動要支援者一人ひとりに合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した計画です。

個別避難計画の作成・登録には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書の提出が必要です。（「5 個別避難計画作成・登録の流れ」を参照。）

個別避難計画を作成・登録し、あらかじめ避難方法を決めておくことで、本人や家族を含めた防災意識、対応力（自助）を高めていただくとともに、避難支援等関係者と登録情報を共有することで、普段の見守りや災害が発生した時の手助けなど、地域の助け合いの力（共助）を高めることも目的としています。



※ 個別避難計画を作成・登録することで、優先的に避難や支援を受けられるものではありません。

4 避難支援等実施者とは

避難支援等実施者とは、避難行動要支援者の平常時の見守りや、災害時の避難場所への誘導などを行っていただく方です。隣・近所で相互に避難支援等実施者となることもできます。

避難行動要支援者から登録の依頼があった場合には、地域での助け合い（共助）にご理解いただき、避難支援等実施者としてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、避難支援等実施者としてご登録いただいた場合でも、法的責任や義務はありません。災害時は地域の皆さまも被災者です。ご自身の安全を確認していただいた上で、避難行動要支援者の避難にご協力いただきますようお願いいたします。

5 個別避難計画作成・登録の流れ

※ 希望により「避難行動要支援者名簿」に登録される方（P1 参照）の作成・登録の流れになります。

『避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画登録申出書①』の提出

登録情報の提供等に同意された方は、「登録者に関する情報」、「緊急連絡先」、「避難支援等実施者」などを登録申出書①に記入し、提出していただきます。

※ 避難支援等実施者を登録する場合は、避難支援等実施者の方から同意を得た上で登録をお願いします。



『避難行動要支援者名簿 及び 個別避難計画登録申出書②【避難方法】』を市から送付

登録申出書①を提出していただいた方へ、市から登録申出書②【避難方法】と 避難経路例を送付します。



『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画登録申出書②【避難方法】』の提出

「避難の方法」などを登録申出書②【避難方法】に記入し、提出していただきます。



市から避難支援等関係者への情報提供

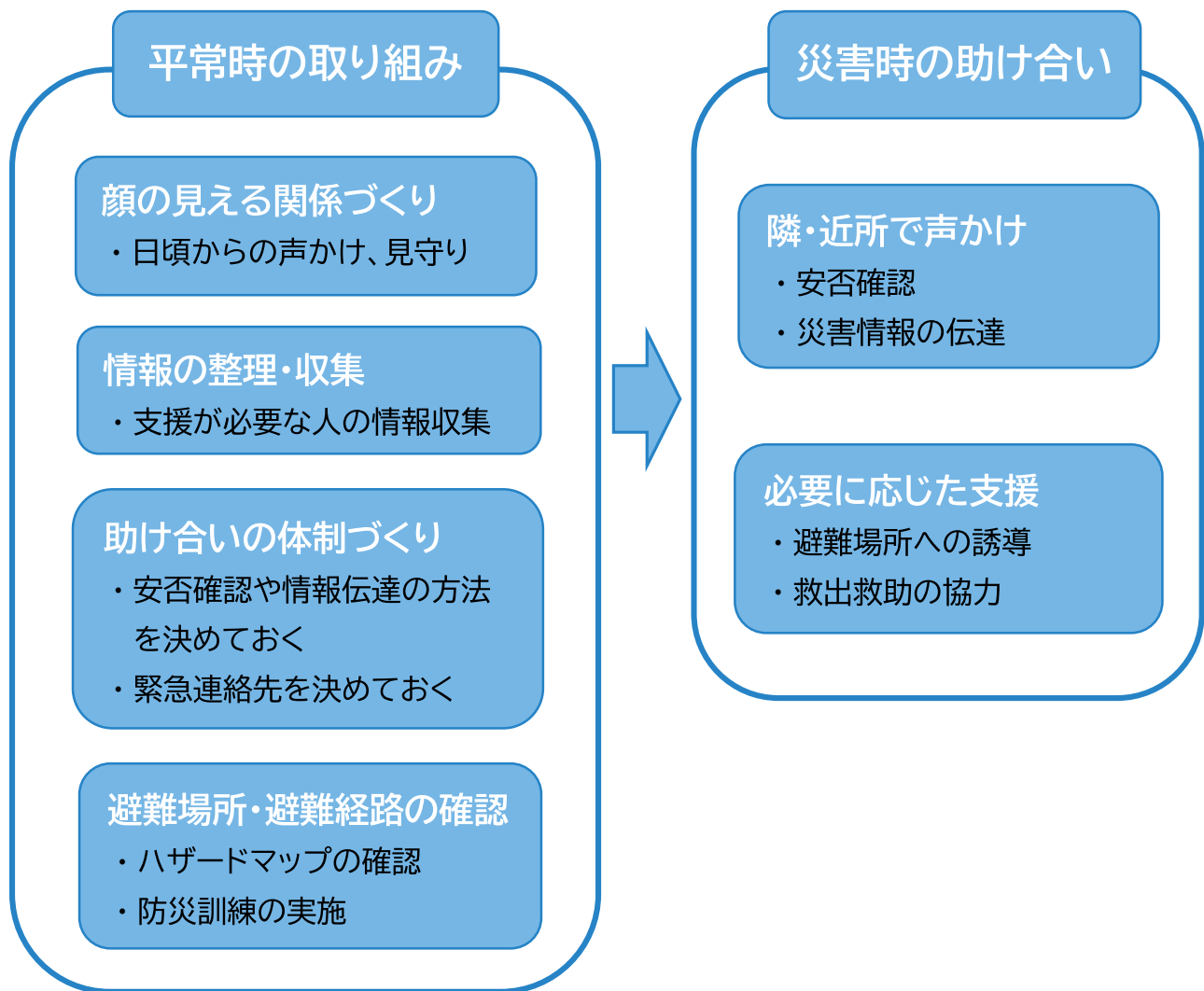
市から避難支援等関係者へ登録情報を提供します。

※ 登録申出書は、提出前に必要に応じてコピーを取っていただき、ご自身での保管及びご家族・避難支援等実施者への共有を行っていただくようお願いいたします。

6 地域での支援

個別避難計画の作成だけでなく、日頃からの地域での関係づくりが、いざという時の助け合いにつながります。

災害時に備え、平常時からの取り組みを心がけましょう。



鈴 鹿 市

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

健康福祉政策課 TEL 382-9012 (民生委員・児童委員について)

長寿社会課 TEL 382-7935 (高齢者等の登録について)

障がい福祉課 TEL 382-7626 (障がい者等の登録について)

FAX 382-7329 (障がい福祉課 直通 FAX 番号)

防災危機管理課 TEL 382-9968 (避難所・避難経路について)